

概要

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

目的: 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増税分を財源として活用した新たな財政支援制度を創設

設置根拠: 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」

(「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正)

予算規模: 904億円(うち国2/3、都道府県1/3)

各都道府県への配分方法は、基礎的要因(人口、高齢者増加割合等)と政策的要因(都道府県計画の評価)を勘案

その他: 都道府県に基金を造成、都道府県が毎年度事業計画を策定して実施

平成26年度は医療のみ、介護は平成27年度から実施。地域医療構想の策定後に更なる拡充を検討。(27以降の予算規模は不明)

	国	都道府県	合計
消費税分	362.4億円	181.2億円	543.7億円
上乗せ分	240億円	120.0億円	360.0億円

*上乗せ分120億の財源措置は未定

対象事業

1 病床の機能分化・連携のために必要な事業

- (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等

2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

- (1) 在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
- (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等

3 医療従事者等の確保・養成のための事業

- (1) 医師確保のための事業
- (2) 看護職員の確保のための事業
- (3) 介護従事者の確保のための事業
- (4) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業

交付の条件

1 国が定める総合確保方針及び左記の対象事業に合致

2 官民に公平に配分

- ・都道府県計画において、公的・民間の割合・額を明示
- ・当該割合についての経緯・理由、それに対する都道府県の見解を付す

3 都道府県計画の公平性・透明性の確保

- ・官民を問わない幅広い地域の関係者から意見聴取
(医療を受ける立場にある者、医療保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等)、学識経験を有する者 等

4 実施について検討しなければならない事業の指定

- ・地域包括ケアの推進等のため特に必要と考えられる事業
- ・医療介護総合確保推進法案により新たに法律に位置付けられた事業
(地域医療支援センター、医療勤務環境改善支援センター)

スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国			医療法改正 国ヒアリング			総合方針提示 基綱確保 基金交付 内示						
県	意見照会 関係団体へ			国ヒアリング 関係団体との協議		26 県定計画			基金造成 正26 事業実施補	27 県定計画		

新たな財政支援制度における対象事業（案）

「○」をつけているものは、国と関係団体との協議を踏まえ地域包括ケアの推進等のため特に必要と考えられる新たな事業

① 病床の機能分化・連携

ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備や、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備

(例)

- ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備
- 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備
- がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備
- 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進 等
※病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備(ただし、平成26年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なもののみ対象とすることとし、平成27年度から都道府県において地域医療構想が策定された後、更なる拡充を検討する。)

② 在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進

在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業等の在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進に資する事業

(例)

- 【在宅】○在宅医療の実施に係る拠点の整備
 - 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援
 - 在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成、在宅医療推進協議会の設置・運営・訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施
 - 認知症ケアパスや入退院時の連携パスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築
 - 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施
 - 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援
- 【歯科】 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備
 - 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進
 - 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施
 - 在宅歯科医療を実施するための設備等の整備
- 【薬局】○訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知
 - 在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等

③ 医療従事者等の確保・養成

ア) 医師確保対策として、都道府県における医師確保のための相談・支援機能の強化や、地域医療に必要な人材の確保等の事業、産科等の不足している診療科の医師確保事業、女性医療従事者の復職支援 等

(例) 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)

- 地域医療対策協議会における調整経費
産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

イ) 看護職員等確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営 等

(例) 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るために研修の実施

- 看護師等養成所における教育内容の向上を図るために体制整備
- 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進
看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舎整備
- 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備
- 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援 等

ウ) 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営 等

(例) ○ 勤務環境改善支援センターの運営

- 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)
- 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援
電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備
- 後方支援機関への搬送体制整備 等